

生野区社会福祉協議会「生野区ふれあい福祉マップ」改訂版及び多言語版
(中国語版・ベトナム語版) 作成・印刷業務委託契約に係る仕様書

1 業務名称 生野区社会福祉協議会「生野区ふれあい福祉マップ」改訂版及び多言語版
(中国語版・ベトナム語版) の作成・印刷業務

2 業務内容

(1) 地図及び裏面(日本語版)の改訂(最新のデータに更新、統廃合による学校表記・医療機関等)

①地図

- ・表紙の修正
- ・区民生活のメモの情報の一部修正
- ・学校表記及び医療機関等の一部修正
- ・区内会館・老人憩の家の一部修正
- ・官公庁の名称の修正

②裏面

- ・生野区社協ってどんなところ?
一部修正
- ・やっておきたい災害への備え
情報の一部修正

(2) 中国語版・ベトナム語版の作成と確認作業。

①地図で変換するもの

- ・学校(小中学校、高校・その他の学校)、幼稚園(保育園、保育所)、消防署・出張所、警察署、交番、病院、公園、区役所、官公署、郵便局、銀行、凡例一覧表紙、区民生活のメモ「こんな時の問い合わせ・相談」等
- ・ローマ字に変換するもの
連合名、番地、区内施設、区内各会館・老人憩の家(一覧表含む)、大阪市地図
- ・変換しなくても良いもの
神社、寺院、跡碑

②裏面

地域ふれあい喫茶一覧、子育てサロン一覧、生野区社会福祉施設連絡会一覧は、ローマ字それ以外は、中国語・ベトナム語表記

※日本語版の修正の情報については、本会が提供する。

(3) 上記(1)、(2)による中国語・ベトナム語表記の地図(表裏面)を作成すること。

(4) 印刷 改訂版及び多言語版(中国語版及びベトナム語版)

(5) 本会指示による区分け、梱包、納品

蛇腹折り3山+2つ折り加工

(6) データの提出

イラストレーター用のデータ(日本語版・中国語版・ベトナム語版)及びPDFデータ(両面)

※編集・校正にかかる方法等について次の内容を含む

①原稿について

原稿（修正箇所）は、本会が提出する。形態としては、Word 等で作成したデータ・PDF をメール等で提出する。

②編集・校正方法について

本会が提出した原稿を元に、レイアウトをイラストレーターで作成し、PDF ファイルを提出する。変更は何度でもおこない、以後の校正ごと PDF ファイルを提出する。

校正回数は無制限とし、変更を指示した場合、ただちに修正すること。

③色校正について

コンセ等を 2 部提出すること。コンセ等の時点で、レイアウトに関わらない程度の校正があった場合は本会の指示に従うこと。

3 発行部数および納品日

(1) 発行部数 3, 000 部

内訳	日本語改訂版	1, 000 部
	中国版	1, 000 部
	ベトナム版	1, 000 部

※変更がある場合は予め協議する。

(2) 納品日 令和 5 年 1 月

※ただし、本会の都合により発行月を変更することがある。

4 規格

(1) 仕上げサイズ A 4

(2) 展開サイズ A 1

(3) 用紙 マットコート紙 110k または、同等以上と本会が認めるもの。

※紙見本は必ず提出すること。

(4) 刷色 表裏 4 色印刷

5 契約業者決定方法

見積書で審査のうえ、最も安価な金額を提示した業者を落札業者とする。なお、同額を入札した者が 2 名以上あるときは抽選によって決める。

6 申請期間

令和 4 年 9 月 9 日（金）～9 月 30 日（金）午後 4 時

7 申請書類

(1) 入札参加申請書

(2) 誓約書

※申請可能業者は**大阪市入札参加資格を有している業者**であるか**大阪市社会福祉協議会**または、**24 区社会福祉協議会と取引実績のある業者**とする。

8 入札日

令和 4 年 10 月 4 日（火）午後 5 時

・入札関係書類は封入の上、9 月 30 日（金）午後 4 時必着のこと。（持参または郵送）

- ・入札については、必ずしも立会の必要はありません。
 - ・結果については、後日 FAX にて通知します。
- 9 入札書類：申請期間に**入札参加受付**し、**参加許可証**を発行された者のみ
見積書
※見積書については、**消費税**を含んだ額とする。
- 10 作成物の著作権等
本委託で生じる著作権については、本会に帰属する。
- 11 契約期間
契約締結日から令和5年1月31日（金）まで
- 12 契約違反
納入期日、その他契約に指定したとおりに行われなかったと本会が認めた場合は、支払価格の全部または一部を減額し、もしくは即時に契約を解除することがある。
- 13 その他
- ・支払方法は、納品後、請求により指定期日までに振込みます。
 - ・本仕様書に疑義があるときは、本会担当者に問い合わせてください。
 - ・契約後は、本会の解釈に従い、一切の疑義を認めません。
 - ・本会との契約は、大阪市暴力団排除措置要綱を適用します。
 - ・**見積書の提出にあたっては、担当者と打ち合わせのうえ提出願います。**

【問合せ先】社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
地域支援担当：椀谷 電話 06-6712-3101

特記仕様書

1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約履行期間中に大阪市の「大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱」(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者」という。)に、この契約を全部または一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託させた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、本会会長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は(3)に定める報告及び届出により、本会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

(甲：社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会 乙：請負者又は受託者)